

(一番 貫井喜代次君登壇)

○一番(貫井喜代次君) 議案第三号昭和四十九年度福生市一般会計補正予算(第四号)に対し賛成討論をいたします。

本議案による補正予算の内容の一部に対し反対がありましたか、本件についてはすでに昨年十二月二十四日の定例会最終日においてこれが条例の一部改正が議決決定され、公布施行されていることは議員各位のご承知のとおりでございます。したがって地方自治法第二百三条第五項に定める条例が議決され、かつ同法第二百十八条による適法な補正予算措置であり、予算措置上何ら疑義を要するものではないことは明瞭であります。よって議案第三号による本補正予算に対し賛成し、討論いたします。(拍手)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で討論を終わります。

これより議案第三号について起立により採決をいたします。おはかりいたします。本案は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(塩野鉄之助君) 起立十九名、多数であります。よって議案第三号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第六議案第四号昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

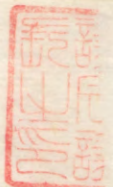
朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長田村忠雄君登壇)

○市民課長(田村忠雄君) ご指名によりまして、昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)につきまして、提案理由とその内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正は昨年の二月の医療費の改善に伴います療養給付費等の補正がおもなものでございまして、二千五百九十七万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ三億三千九百八十六万六千円と定めようとするものでございます。

初めに歳入でございますが、歳入のうち国庫支出金につきましては、昨年の二月医療費の一七・五%の引き上げがございまして、これに伴いま



て療養給付費がふえてきております。これに基づきます国庫負担

金の二千七十九万六千円と、それから過年度分につきまして、平年でござい
ますと国庫負担金の給付率は毎年のように九六〇程度を見込んでおた
わけでございますが、昨年は国の予算の関係で約九八・九〇程度の交付が
あったわけでございますが、その関係で四百八十八万七千円を相殺いたしまし
て、国庫負担金五百九十九万九千円の補正でございます。それから医療
費の補助金でございますが、医療費の高騰に伴いまして当然一部負
担金の額もふえてまいりますわけでございますが、これに伴います高額
療養費の国庫補助金でございます。

それから都支出金の都補助金でございますが、これも同じく高額
療養費に対します都の二分の一の補助金でございます。

それから繰繰金は一千六百七十八万四千円、これは^前年度からの
繰繰金でございます。

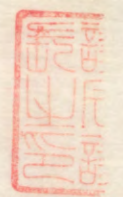
補正の総額は二千五百九十七万七千円でございます。歳入総額は
補正後におきまして三億三千九百八十一万六千円と相なります。

次に歳出でございますが、総務管理費におきまして三万六千円の

追加補正でございます。これは職員^の期末勤勉手当の六人分でございます。
ます。

保険給付費のうち療養給付費でございますが、これは先ほど申し
上げました二月の医療費の引き上げに伴います医療費の増によるもの
でございます。二千七百七十四円、療養費におきまして看護料等あるいはコル
セット代等の増でございます。八十七万七千円、それから高額療養費にお
きましては当初医療費を十七万円程度で三十人分をみておたわけござ
います。その後医療費の改正等に伴いまして医療費の額もふえてまい
りました。件数も多少ふえてまいりまして、一応四十三件分の十二月から三
月までの四カ月分の補正をみたわけでございます。それが三百四十二万一千円
で、保険給付費あわせて二千五百三十六万八千円の追加補正ござ
います。

それから諸支出金につきましては、これは前年度の二十八万六千円の追
加補正でございますが、前年度の高額療養費の都と国の精算分十八
万六千円と、それから転出等の場合の保険料の納め過ぎの還付金十
万をあわせて二十八万六千円でございます。



予備費におきましては二十八万七千円を追加補正をいたしまして、歳出の総額二千五百九十七万七千円、補正後の額三億三千九百八十一万六千円と相なるわけでございます。

はなはださつぱくでございますが、慎重ご審議の上、ご可決賜わりますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第四号は

原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君） 日程第七議案第五号昭和四十九年度福生市

福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

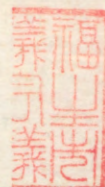
朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案第五号昭和四十九年度福生市福生都市計画

事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第三号）についてご説明を申し上げます。

まず予算総則第一条に記載のとおり今回の補正額は二百七十万円でございます。この予算のご議決をいただきますと予算の規模は歳入歳出それぞれ八億二千五百三十九万二千円に相なるものでございます。



次に予算の内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の歳入財源は保留地処分金の預金利子収入でございます。まして、ここに記載のとおりその追加金額は二百七十万円でございます。

次に歳出予算についてご説明を申し上げます。まず総務費の総務管理費でございますが、総額十十万円の予算の追加でございます。その内容は主として人件費でございます。

次の事業費のうち多摩河原地区事業費につきましては、東京都新都市建設公社への事業委託料二千七百四十万円を減額いたしまして、そのかわりに建物及び工作物移転補償料を三千万円追加しようとするものでございますが、これはすでにご議決をいただいている既定予算額四千万円でございますので、この予算額のご議決をいただきますと、合計七千万円に相なるわけでございます。この七千万円の予算で昭和四十九年度は擁壁工事や整地工事費等も含めまして、全部で十一棟の建物の移転補償を行なうわけでございます。これで昭和四十九年度に多摩河原地区土地区画整理事業を開始いたしました以来、建物の移転補償の総件数は四十八棟に相なります。次に福生駅東口地区事業費の予

算の概要をご説明申し上げますと、委託料を百九十四万円減額いたしま

して、そのかわりに補償、補てん及び賠償金に百八十四万円計上しようとするものでございますが、東口の区画整理事業予算において移転補償料を計上したのはこれは初めてでございます。その内容は長沢にお住まいの田村

富士郎氏ご所有の借家四十三・八平方メートルでございますが、この借家を移転補償料百八十四万円を支出することによりまして、借家人は予定どおり市営住宅に移し、家屋はとりこわしまして、その百七十六・五二平方メートルをあとで地主さんから公正な買収価格で市に買収いたしまして、東口区画整理の減歩緩和の必要面積二千五百平方メートルの一部に当てようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、慎重ご審議をいただき、まして原案どおりご可決ご確定あらんことをお願いいたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○二十二番(岩田 博君) ただいまの助役の説明によりますと、市営住宅へ入れるとのことですが、これから市営住宅をどんどんあけていかなければな

○助役(篠崎俊夫君)

知らないときはどうして市営住宅に入れるかということをお聞きしたい。  
その件につきましては先の総務委員会でお話し申し上げたと思いますが、これだけではどうしても市営住宅に移しませんとこの百七十六・五二平方メートルの減歩緩和の土地を入手することかできませんので、これは例外中の例外としてどうしても熊川の住宅に移すよう予定いたしております。

○議長(塩野鉄之助君)

以上で質疑を終わります。

○七番(宇佐美良時君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

おはかりいたします。

ただいま宇佐美良時

君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第五号は

原案のとおり可決いたしました。

○議長(塩野鉄之助君)

日程第八議案第六号昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(水道課長井上久男君登壇)

○水道課長(井上久男君)

ご指名によりまして議案第六号昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算(第三号)につきまして、提案理由とその内容についてご説明を申し上げます。

本予算は先の定例市議会においてご議決をいただきました受託水道事業会計予算により本年二月以降執行する関係上、企業会計予算としては一月をもって終結となります。そこで二カ月間の収入支出とも減額補正をいたしまして提案した次第でございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。

第一条は総則でございますので省略いたします。



第二条の業務の予定量ですけれども、第四期拡張事業費の一億八千七百一十一万六千円は、二号補正までは二億四百九十九万三千円でございます。それを一千七百八十七万七千円減額してこの事業費にしようとするものでございます。その内容につきましては工事費におきまして一千六百二十六万六千円、それから人件費等百六十一万一千円等でございます。

次に第三条の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。まず

収入の第一款の事業収益でございますが、二億百三十六万三千円に對しまして二千二百八十四万円の減額でございます。この内容といたしましては営業収益におきまして二千二百九十四万円の減、それから営業外収益におきまして十萬円の増でございます。この内容としましては営業収益は水道料金か二千四百萬円の減額、それから分担金におきまして百萬円の増、それから建設手数料等の若干の増でございます。最終的には二千二百九十四萬円の減額になるわけでございます。営業外収益の十萬円につきましては受託工事収益百萬円の減額で、雑収益等が百十萬円ありました関係で、これがプラスの十萬円というように相なるわけでございます。次の支出につ

きまして第一款の事業費の二億五千九百五十九万八千円に對しまして、

減額の二千二百三十九万九千円にして二億三千七百十九万九千円にしようとするものでございます。その内容としましては営業費用におきまして

二千二十三万四千円、それから営業外費用におきましては五百十六万五千円の減額、それからさらに予備費は前回のときに減額いたしましたか、ここ

で財源的な補充といたしまして三百萬円の増でございます。この内容といたしましては増額となるものでは量水器の取りかえ費用、あるいは職員

の超過賃金、それから固定資産受託費、そういうふうなものをあわせま

すと四百五十六萬円の増となりますが、その反面減額する分につきましては動

力費で二百五十萬円、それから受水費におきまして百十九万四千円、それ

から集金検針委託人に対する委託料でございますが、これが二百六十六万

六千円、さらに職員の人件費等が一千二百六十二万二千円の減額等、あわせ

まして二千二十三万四千円の減となるわけでございます。それから営業外費用

におきましては企業債利息が四百二十萬円ばかり減になります。それから

さらに受託工事費の百萬円の減、この企業債利息の四百二十萬円の減額は

二月以降三月三十一日まで福生市が企業債利息として払う分を東京都

がその分を引き継ぐということからして、この利息が大体八月、九月、二月



三月に支払う時期がほとんどでございますが、その二月以降に支払う分の関係でございます。その全体の二月以降の利息をここで東京都がたてかえて払うということからして減額するわけでございます。

次に第四条の資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。第四条本文のカッコ書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額三千四百三十七万七千円は、当年度の損益勘定留保資金三千三十六万円、それから建設改良積立金から百七十七万七千円で補てんしようとするものでございます。では収入につきましてご説明申し上げます。第一款の資本的収入におきまして既決の予定額が一億八千二百万円、これを一千万円減額いたしまして一億七千二百万円としようとするものでございます。企業債にありますように一億八千万円を当初予定しておりましたところ、国の金融引き締めあるいは工事等の関連からして一千万円の減額でございます。それで参考までに申し上げますと、実質的には市としては一億一千七百万円を借りるわけでございますが、その残りの五千三百万円につきましては東京都が引き継いだ後に企業から借りるという関係になっておりますけれども、た



またま第三浄水場の拡張につき、約一億五千万円の工事を契約している関係で、ここで企業債等も計上しておるわけでございます。これが最終的には引き継ぎ後三月以降の決算につきましては実質この五千三百万円は不用となるわけですけれども、そのような状況でここには計上してある次第でございます。次に支出についてご説明申し上げます。第一款の資本的支出の既決予定額二億二千八百八十九万三千円を二千五百四十五万六千円減額して二億三百四十三万七千円にしようとするものでございます。この内容につきましては建設改良費におきまして一千七百八十七万七千円、それから企業債償還金として九百五十七万九千円の減額でございます。それからさらに予備費において二百万円の増ということでございます。これは建設改良費につきましては人件費等の減額が百六十八万七千円、それから工事関係につきましては一千六百二十六万六千円の減でございます。あわせまして一千七百八十七万七千円ということでございます。それから企業債の償還金につきましては二月一日から三月三十一日までの企業債の元金の償還でございます。先ほど利息でちょっと触れましたが、その分を東京都で引き継いだあとに返済する関係

でそのように減額しようとするものでございます。

次に第五条の企業債につきましては、先ほどちょっと触れましたように一億八千万円を一千万円減額して一億七千万円にしようとするものでございます。

第六条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては職員給与費、これは補正第二号までの金額でいきますと一億二百八十八万六千円でございますが、そのうち二月、三月分の給与費等一千三百八万六千円ばかり減額しまして八千九百八十万円にしようとするものでございます。

次に第七条のたな卸資産の購入限度額につきましては一千三百八十九万八千円を四十万円増額いたしましたして一千四百二十九万八千円に改めようとするものでございます。これは量水器のとりかえ費あるいは受託工事の材料等の増あるいは減というようなことでこのように差し引き四十万円の増額となるわけでございます。

以上はなほだ雑ばくな説明でおわかりにいくと思いますけれども、慎重ご審議の上、原案とおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六号については委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第六号は原案とおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第九議案第七号昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。

（水道課長井上久男君登壇）

○水道課長（井上久男君） ご指名によりまして議案第七号昭和四十九年度

福生市水道事業会計補正予算（第四号）につきまして提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

本予算は横田飛行場への給水実施に関する協定の締結によりまして新設分担金と基地給水の工事負担金を受け入れることに伴いまして収入のみの増額補正でございます。

本予算と先ほどご議決いただきました補正第三号とを一つにまとめて提案すべきであつたでしょうけれども、協定に基づく工事費の概算額のまとめが一月になったこと、それから本年度の企業債との関係あるいは一元化との関連等がありまして、時間的に間に合わなくなった関係でここであらためて提案した次第でございます。

第一条につきましては省略いたします。

第二条の収益的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。第一款事業収益一億七千八百五十二万三千円に對しまして、一千九百二十六万円を増額して一億九千七百七十八万三千円にしようとするものでございます。

この内容は営業収益におきまして一千九百二十六万円の増でこれは福生市の給水条例の第二十八条に基づく分担金でございます。これは昨年の九月

二十日に防衛施設庁からの横田基地への給水の表の中にありますベース地区に百十棟の建物、それからさらに一般居住者に対する三百五十四戸、それから西地区の八百五戸があります。この軒数と棟数をあわせまして

千二百六十九戸を積算根拠にしております。三百五十三の口径を引

く場合、百ミリ以上の口径は最大の分担金が二十四万円ということ、これが一戸対象になりまして、それ以外は一万五千円というのが対象になりますので、これが千二百六十八戸分で合計いたしまして千九百二十六万円という金額に相なるわけでございます。

次に資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。本文

カッコ書につきましては工事分担金九千七十四万円を次年度へ繰越したいし

まして、差し引き資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額三千百四十三万七千円は当年度損益勘定留保資金から三千三十六万円で、建設改良積み立て金から百七万七千円を補てんしようとするものでございます。これは先ほどの議案と全く同額ということで補てん財源をみております。次に収入でございますが、第一款の資本的収入一億七千二百万円に対し九千七十四万円の増で二億六千二百七十四万円にしようとするものでございます。これは第二項の工事負担金におきまして九千七十四万円の増でございます。これは工事費概算で七千八百万円で配水ポンプ、配水管六百ミリからさうに三百五十ミリまで、それとさらにメーターの設備、それからほかに事務費といたしまして設計委託料一千二百七十四万円や一般職員事務費等でございます。以上はな<sup>は</sup>だざつばくな説明でございますが、慎重ご審議の上、ご可決くださるようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番(松山 清君) いよいよ横田基地への給水が具体化されてきている

わけですけれども、この予算が出されたものに関連して幾つか質問したいのですが、協定書が結ばれたというお話であります。今後審議する上でぜひその協定書なるものを参考資料としてご説明願いたいと思うのでご提出願いたいと思うがその点いかがですか。

○水道課長(井上久男君) 協定書の内容につきましては後刻の全員協議会等で説明する予定でございましたけれども、現在松山議員からの配付依頼がありますれば、私のほうでは差しつかえないと思います。

○議長(塩野鉄之助君) ただいま松山議員からの質問に対して水道課長からその協定書が用意してあるということですので、配付願うことにいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 暫時休憩いたします。

午前十一時四十六分 休憩

(資料配付) 別添参照

午前十一時四十八分 開議